第三条の二第一項、第五項及び第六項中「第十三条第二項第一号」を「第十三条第三項第一号」に改める。

第四条第六号中「（平成十二年法律第八十二号）」を削る。

第四十五条の三第一項中「第十三条第二項第一号」を「第十三条第三項第一号」に改め、同条第六項中「第八条第七項」を「第八条第八項」に改め、同条第八項中「（広域的な対応が必要な業務を除く。）」を削り、「）及び」を「）並びに」に、「第十三条第四項」を「第十三条第七項」に改め、「職務を」を削る。

（児童虐待の防止等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　児童虐待の防止等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の二項を加える。

2　前項の場合においては、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第四十五条の三第四項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を児童福祉法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会とみなして、法第十三条の五の規定を適用する。

3　第一項の場合においては、法第十三条の二中「市町村」とあるのは、「当該児童相談所設置市以外の市町村」とする。

（地方自治法施行令の一部改正）

第三条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の二十六第一項中「第十三条第二項第一号」を「第十三条第三項第一号」に改め、同条第三項ただし書中「以下この条」を「第五項」に改め、同条第五項中「第八条第七項」を「第八条第八項」に改め、「地方社会福祉審議会を」の下に「同法第八条第二項に規定する」を、「及び第四項」の下に「並びに児童虐待の防止等に関する法律第十三条の五」を加え、同条第七項中「（広域的な対応が必要な業務を除く。）」を削り、「）及び」を「）並びに」に、「第十三条第四項」を「第十三条第七項」に改め、「職務を」を削り、「とする」を「と、児童虐待の防止等に関する法律第十三条の二中「市町村」とあるのは「当該指定都市以外の市町村」とする」に改める。

第百七十四条の四十九の二第一項中「次項及び」を「次項並びに」に改め、同項第五号中「第十三条第二項第一号」を「第十三条第三項第一号」に改め、同条第三項中「「第五項」とあるのは「同条第三項において準用する第五項」と、同条第四項中「第一項の場合」を「同条第四項中「第一項」に、「の場合」とあるのは「同条第三項において準用する前項」と、同条第五項前段中「第一項の場合」を「」と、同条第五項前段中「第一項」に改め、「の場合」と、「第三項」とあるのは「同条第三項において準用する第三項」を削り、「同条第六項中「第一項の場合」を「同条第六項中「第一項の」に、「場合」と、「第十条第二項」を「」と、「第十条第二項」に、「第百七十四条の四十九の二第一項第十八号」を「第百七十四条の四十九の二第一項第二十号」に改める。

（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部改正）

第四条　母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十三条第二項第五号」を「第十三条第三項第五号」に改める。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第五条　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三百六十八号を次のように改める。

三百六十八　児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年十月一日から施行する。

（児童福祉司の配置標準に係る基準に関する経過措置）

2　平成二十八年度（平成二十八年十月一日から平成二十九年三月三十一日までの期間に限る。）における第一条の規定による改正後の児童福祉法施行令第三条第一項の規定の適用については、同項第一号中「四万」とあるのは、「六万」とし、平成二十九年度及び平成三十年度における同項の規定の適用については、同号中「四万」とあるのは、「五万」とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
厚生労働大臣　塩崎　恭久

省　令

○厚生労働省令第百四十一号

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十三号）及び児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第二百八十四号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年八月十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第一条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項中「第三条」を「第二条」に改める。

第五条の二の二を第五条の二の二の二とし、第一章の三に第五条の二の二として次の一条を加える。

第五条の二の二　令第三条第一項第二号ロの厚生労働省令で定める人口一人当たりの件数は、千分の一件とする。

第五条の三中「第十三条第二項第二号」を「第十三条第三項第二号」に改める。

第六条中「第十三条第二項第五号」を「第十三条第三項第五号」に改め、同条第四号中「第十三条第二項第三号の二」を「第十三条第三項第三号の二」に改める。

第七条の九第一項第二号中「居住地、」を「居住地」に改める。

第十九条の二中「講じている者」を「講じているもの」に改める。

第二十五条の二十九第二号ロ中「第十三条第二項各号」を「第十三条第三項各号」に改める。

別表の見出し中「第五条の二の二」を「第五条の二の二の二」に改める。

（児童虐待の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　児童虐待の防止等に関する法律施行規則（平成二十年厚生労働省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2　法第十三条第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、委託に係る事務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する人員を十分に有している者であって、職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているものとする。

第七条中「第十三条の四」を「第十三条の五」に改める。

（健康保険法施行規則の一部改正）

第三条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の六第三項第二号中「第十三条第二項第一号」を「第十三条第三項第一号」に改める。